介護サービスを安心して受けるために

1003099

介護保険料の納付と介護保険負担割合証の発送について

65歳以上を対象に、本年度の介護保険料額決定通知書と納付書を発送します。また、介護保険の認定を受けている人へ、7月中旬ごろに新しい介護保険負担割合証を発送します。8月からご利用ください。

【仮算定と本算定】

各期の保険料は、前年分の所得確定前は前年度の保険料を基に仮算定し、所得確定後は「介護保険料(年額)」で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます。(下表)

納期／徴収方法	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
特別徴収 年金天引き	仮算定			本算定		
	前年度の第6期(2月)と同額 ※3期分は調整する場合あり			(確定年額－仮算定額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定		本算定			
	前年度の年額を6で割った金額		(確定年額－仮算定額)を4で割った金額			

【納付方法】2通り

❶特別徴収(年金天引き)※7月中旬発送

日本年金機構などの指定により、年金から直接納める方法(老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人)

❷普通徴収(納付書納付、口座振替)※8月中旬発送

市から送付する納付書により、金融機関などに直接納める方法(特別徴収に該当しない人、年度途中で65歳に到達した人、または転入した人など)

※普通徴収の人は、口座振替が便利です。各金融機関で手続きをしてください

【保険料は納期限までに払いましょう】

介護保険は社会全体で支え合う制度です。保険料を納めないでいると、介護サービス利用時に全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制限を受けることがあります。保険料が時効(2年)となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。

問合 介護高齢課介護保険係☎内線3145

払えないをそのままにしないために

1010111

国民年金の免除・猶予制度のご案内

国民年金は将来の老後や万が一のときの備えとして、全ての人に必要な制度です。しかし、経済的な事情や失業などにより、納付が一時的に困難になることもあります。そのようなときに、申請し承認されることで、所得に応じて保険料の納付を免除または猶予できる制度があります。

【申請方法】

受付開始 7月1日(火)(令和7年度分の申請)

提出 国保年金課または年金事務所

※マイナポータルから電子申請も可(マイナンバーカードが必要)

※申請は原則として毎年必要です

※過去分は、申請時の2年1カ月前までさかのぼって申請できます

※申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいに対して、障害年金を受け取ることができなくなる場合があります。早めの手続きをお願いします

【申請免除制度】

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準の場合、全額または一部免除(4分の3、半額、4分の1)されます。

【納付猶予制度】

50歳未満で、本人や配偶者の所得が一定基準の場合、保険料の納付が猶予されます。

※どちらの制度も、申請および承認が必要

◆電子申請について

マイナポータルを利用した電子申請は免除の他に、国民年金被保険者の資格取得(種別変更)や付加保険料、学生納付特例や産前産後免除、口座振替に関する手続きができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

問合 国保年金課国保係☎内線3136